

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4271000076 ごみ焼却処理施設押込送風機更新工事
	履行場所	南相馬市原町区上北高平字東高松 地内
	種類	工事
	概要	1. 押込送風機 2台 風量200m ³ /min、風圧2.942kPa 2. 押込送風機電動モータ 2台 18.5kw*4P*50Hz*400V 3. インバータ 2台 SJ700-185HFF2 400V-18.5kw
相手方	名称	三機化工建設株式会社
	代表者	代表取締役社長 藤井雅則
	所在地	東京都中央区明石町8番1号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	<input type="checkbox"/> 3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	<input type="checkbox"/> 4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	<input type="checkbox"/> 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	<input type="checkbox"/> 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
随意契約理由の説明	<input type="checkbox"/> 9号 落札者が契約を締結しないとき	
	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本工事は、ごみ焼却処理施設の押込送風機更新工事であり、本設備は自社独自で開発した製品であり他社での製作、更新は困難であること、また既存装置と互換性があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約といたしたい。</p>	
工事等担当課名 [生活環境課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付きないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4271000089 工業用水道中央監視制御装置改良工事
	履行場所	南相馬市原町区牛来字大沢 地内外
	種類	工事
	概要	中央監視制御装置改良
相手方	名称	株式会社東芝 東北支社
	代表者	支社長 茂野 誠
	所在地	宮城県仙台市青葉区本町二丁目1番29号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	<input type="checkbox"/> 3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	<input type="checkbox"/> 4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	<input type="checkbox"/> 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	<input type="checkbox"/> 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、工業用水道施設の牛越浄水場での遠方監視化と、錦町取水場の自動運転制御化、及び増圧ポンプ場の遠方監視制御化を確立させるための中央監視制御装置の改良工事である。</p> <p>新設するLCD監視装置とテレメータ子局装置は、既設設備との互換性が必要であり、他社製品では既設設備との互換性が得られない。また、機能増設に伴う各ハードウェアとソフトウェアの改造にはメーカー独自の技術力が必要であり、他社では工事施工を行うことができないことから既設設備を製造設置した当該業者と随意契約としたい。</p>	
工事等担当課名 [水道課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4271000096 小高区仮設店舗内装工事
	履行場所	南相馬市小高区東町一丁目地内
	種類	工事
概要	東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故による避難指示区域に指定されている小高区において、帰還意欲の促進と帰還後の安定した生活基盤確保に寄与する仮設スーパーを設置するため、中小機構が建設した仮設スーパーの内装工事を発注するもの。	
相手方	名称	日成ビルド工業株式会社 郡山支店
	代表者	支店長 島田 重晴
	所在地	福島県郡山市安積町新井梅田前35-1
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	□ 3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	□ 4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	□ 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	□ 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	□ 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	□ 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
随意契約理由の説明	□ 9号 落札者が契約を締結しないとき	
	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>仮設店舗建設については、事業要件により建築工事内容を区分することとされており、中小企業基盤整備機構が建築主体工事、南相馬市が内装工事を整備するものである。</p> <p>既に着工している建築主体工事と、施工上密接に関連する内装工事を迅速に施工できるのは上記の建築主体工事請負業者のみである。</p> <p>また、建築主体工事の施工進捗に合わせ、内装工事も適期に施工する必要があることから、適切かつ円滑な施工管理が可能な上記業者と随意契約とするもの。</p>	
工事等担当課名 [小高区産業建設課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4271000099 ごみ焼却処理施設2号炉耐火物補修等工事
	履行場所	南相馬市原町区上北高平字東高松 地内
	種類	機械設備工事
	概要	①. 2号炉耐火物補修工 a. 乾燥帯天井部耐火物補修工 一式 b. 燃焼帯天井R部耐火物補修工 一式 c. パッチング補修工 一式 ②. ダイオキシン類除去装置制御盤更新工 a. シーケンサ更新工 一式 ◎2号炉耐火物補修工事については、現時点で焼却炉内の亀裂、凹凸等の損傷が著しいため、耐火物及び煉瓦崩壊の可能性が高く喫緊の補修工事が必要である。また、ダイオキシン類除去装置制御盤更新工事についても、制御シーケンサの現存部品が生産中止となっており、緊急時の修繕対応が困難なため同様に喫緊の更新工事が必要であることから、今回併せて行うものである。
相手方	名称	三機化工建設株式会社
	代表者	代表取締役社長 藤井雅則
	所在地	東京都中央区明石町8番1号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	<input type="checkbox"/> 3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	<input type="checkbox"/> 4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	<input type="checkbox"/> 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	<input type="checkbox"/> 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 8号 競争入札に付し入札者がなく、又は再度の入札に付し落札者がなく	
随意契約理由の説明	<input type="checkbox"/> 9号 落札者が契約を締結しないとき	
	【具体的に記入すること】 本工事は、ごみ焼却処理施設の2号炉耐火物補修工事及びダイオキシン類除去制御盤の更新工事である。 本設備は自社独自で設計・施工したものであり他社での施工は困難であること、また既存設備と互換性があることから、当該業者と随意契約を行うものである。	
工事等担当課名 [生活環境課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4271000104 浮舟文化会館吸収冷温水機修繕工事
	履行場所	南相馬市小高区本町二丁目地内
	種類	暖冷房衛生設備工事
	概要	浮舟文化会館の吸収冷温水の経年劣化した部品のオーバーホールによる修繕工事を行う。
相手方	名称	オーク設備工業株式会社東北営業所
	代表者	所長 菅原 一 誠
	所在地	仙台市宮城野区榴岡4-6-1
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	<input type="checkbox"/> 3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	<input type="checkbox"/> 4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	<input type="checkbox"/> 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	<input type="checkbox"/> 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
随意契約理由の説明	【具体的に記入すること】 本工事は、吸収冷温水機の修繕工事であり、当該設備は既存の機器類との互換性を要することから、当該設備設置業者であり、メーカー取扱業者でもある上記業者と随意契約するものである。	
	工事等担当課名 [文化スポーツ課]	

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4271000119 第6-1水源・第6-2水源遠方監視制御装置更新工事
	履行場所	南相馬市原町区大谷字中原地内外
	種類	工事
	概要	遠方監視制御装置更新工 第6-1水源機器費 1式 第6-2水源機器費 1式 労務費 1式
相手方	名称	アンリツ株式会社 ネットワークス営業本部第2営業部
	代表者	営業部長 正岡 徹
	所在地	神奈川県厚木市恩名五丁目1番1号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	<input type="checkbox"/> 3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	<input type="checkbox"/> 4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	<input type="checkbox"/> 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	<input type="checkbox"/> 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 8号 競争入札に付し入札者がなく、又は再度の入札に付し落札者がなく	
	<input type="checkbox"/> 9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本工事は、経年劣化した遠方監視制御装置を更新するものである。 他社製品では既設遠方監視制御装置（親局・子局・孫局）との互換性が取れないこと、既設機器撤去・据付及び改造にはメーカー独自の技術力が必要なことから、当該業者と随意契約とするものである。</p>	
工事等担当課名 [建設部水道課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4271000126 市民文化会館舞台照明ボーターケーブル等交換第1期工事
	履行場所	南相馬市原町区本町二丁目 地内
	種類	工事
	概要	市民文化会館に設置されている舞台照明ボーターケーブルと舞台照明関数発生器について、経年劣化および電子部品の耐用年数が切れるため、交換工事をする。
相手方	名称	丸茂電機株式会社 仙台営業所
	代表者	所長 原口貴光
	所在地	仙台市青葉区二日町3-10
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	<input type="checkbox"/> 3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	<input type="checkbox"/> 4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	<input type="checkbox"/> 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	<input type="checkbox"/> 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
随意契約理由の説明	【具体的に記入すること】	
	当該業者は、舞台照明専門メーカーであり、市民文化会館の舞台照明、照明用ボーターケーブル、舞台照明関数発生器の製造及び施工業者であり、当該業者以外履行しえないことから、随意契約するものです。	
工事等担当課名 [文化スポーツ課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4271000130 宅地造成事業（大木戸地区）宅地造成設計・施工一括型工事
	履行場所	南相馬市原町区大木戸字松島地内
	種類	工事
	概要	南相馬市原町区大木戸で実施する住宅地造成事業に伴う以下の業務。 ・実施設計（道路・整地・上水・雨水排水（調整池含む）・汚水） ・事業実施に必要な調査・計画策定及び関係機関との協議 ・宅地造成工事（整地・道路・調整池・汚水・上水道・その他工事） ・竣工図書の作成（竣工図、各種報告書、工事写真、地籍測量図）
相手方	名称	東北建設・中庭測量コンサルタント特定建設工事共同企業体
	代表者	取締役社長 太田由美子
	所在地	南相馬市原町区東町三丁目41番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	<input type="checkbox"/> 3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	<input type="checkbox"/> 4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	<input type="checkbox"/> 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	<input type="checkbox"/> 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
随意契約理由の説明	<input type="checkbox"/> 9号 落札者が契約を締結しないとき	
	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>大木戸地区の宅地造成事業は、市の復興において重要な位置付けになっており、早期に分譲地を提供することが求められている。このことから、設計及び施工の効率化によって迅速かつ確実に履行を完了するため、実施設計と工事施工を一括して発注し、それに対応することができる適切な技術力・専門的な知識を有する者を受注者として選定することによって、事業の工期短縮とあわせて、コスト縮減及び高い品質の確保が見込め、適正な販売価格を設定できることから、受注者の選定に公募型プロポーザル方式を採用することとした。</p> <p>募集に応じた事業者が提出した技術提案書等をプロポーザル審査委員会において審査した結果、上記相手方が本事業の候補事業者に選定されたため、当該事業者との随意契約するものである。</p>	
工事等担当課名 [建築住宅課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。